

体育・スポーツの戦時編成とジェンダー

SPORT AND GENDER IN JAPAN DURING WARTIME

鈴木楓太

学位授与日より5年以内に出版予定のため、全文に代えて論文の要約を公開する。

1. 論文の構成

序章

- 第1節 問題意識と研究の目的
- 第2節 先行研究の検討
- 第3節 本論文の方法
- 第4節 本論文の構成
- 第5節 用語

第1章 戦時期の学生スポーツ—文部省の「重点主義」政策を中心に

本章の課題

- 第1節 「重点主義」以前の校友会運動部設置状況
- 第2節 「重点主義」とその対象者
- 第3節 奨励された種目とジェンダー

小括

第2章 女子体力章検定の制定過程—戦時期の体力動員に関するジェンダー視点からの

分析—

本章の課題

- 第1節 女子体力章検定の構想と制定の見送り
- 第2節 女子体力章検定の制定方針と検定種目の選定
- 第3節 女子体力章検定の実施前後

小括

第3章 明治神宮体育大会における実施種目の戦時編成とジェンダー

本章の課題

- 第1節 戦時期の神宮大会の実施方針と参加者種別

第2節 参加者種別ごとの実施種目とその変化

第3節 「人的資源」としての参加者種別

小括

第4章 明治神宮地方大会の開催方針と実態—戦時期の市町村民運動会の一考察—

本章の課題

第1節 地方大会の実施方針

第2節 宮城県白石町の町民体育大会

第3節 実施方針にみる地方大会の変遷

第4節 「全国大会」の実態

小括

第5章 体育・スポーツ政策と対象者の区分—恒常的な心身鍛錬政策を中心に—

本章の課題

第1節 厚生省以前の社会体育政策における対象者と運動種目

第2節 戦時期の国民体育政策

第3節 人口政策と健民運動

第4節 対象者区分の明確化と運動種目

小括

終章

第1節 本論文のまとめ

第2節 結論

2. 論文の概要

本論文は、日本における戦時期の体育・スポーツをジェンダーの視点から考察したものである。ここで対象に据えたのは、当該期において最も影響力の大きなアクターであった国家による政策である。日中戦争以降の戦時期には、総力戦に動員する「人的資源」としての国民の体力向上に対する国家の要請が強まった。そこにおいて奨励／抑制された運動種目およびその理由とジェンダーの関係、そして対象者間に存在する序列とジェンダーとの関係に照準を定めて分析することによって、戦時期における体育・スポーツの戦時編成とジェンダーの関係史を実証的に描き出すことを試みた。

3. 各章の概要

序章

序章では、上記のような問題意識を述べた上で、1) 戦前の女性の体育・スポーツを対象

とした研究と 2) 戦時期の体育・スポーツを対象とした研究を検討し、成果と課題を整理した。その結果、従来の研究が提示する「スポーツの暗黒時代」という「定説的」な時代像が実際には青年男性の状況に依拠していること、対照的にその他の人々、特に女性に関する状況はほとんど明らかにされておらず、「定説」を批判的に乗り越えようとする近年の研究潮流においても女性やジェンダー視点についてはほとんど手つかずの状況であることを指摘した。これをふまえて、戦時期においてスポーツが戦技訓練に塗りつぶされていったという「定説的」な理解と、近年明らかにされつつある、これに当てはまらない様々な状況、この両者を共に体育・スポーツのジェンダー編成という一貫した視点でとらえ直し、一つの時代像を提示することを本論文の課題とした。

また、その際の分析視角としては、①国家の体育・スポーツ政策を、総力戦遂行という大目標の下位に位置づけられた体力向上や慰安の提供などのいわば中間的なレベルの目標に沿って捉えること、②「青年男子」や「産業人女子」といった政策対象の区分の仕方とそれぞれに対応する体育の目的の差異および優先順位に着目すること、③全国的なイベント、地方行事、恒常的な体育運動等のレベルの違いに着目すること、④奨励された具体的な運動種目と目的との対応関係を明らかにすること、⑤政策やスポーツ界の取り組みの結果と、戦局の悪化による物理的影響の区分けに留意すること、⑥スポーツを含む広義の「運動種目」という概念を用いること、等を採用することとした。

第 1 章

第 1 章では文部省の「重点主義」政策を分析した。学生スポーツの弾圧は先行研究においても繰り返し論じられてきたが、女子学徒に対する文部省の方針を明らかにすることで「重点主義」の新たな解釈を試みた。その結果、男子学徒では戦技訓練が最優先されてほとんどのスポーツ種目が冷遇された一方で、女子学徒に対しては寧ろ全面的に球技スポーツを奨励するという文部当局の方針が明らかになった。これは、兵力動員の対象とならない女子学徒には従来のスポーツ種目を冷遇する合理的な理由がなかったことと、僅少な運動用具を効率的に活用するために男子では後回しにされた球技が優先的に女子に割り当てられたことによって説明できる。ただし、「重点主義」政策の中心的な対象はあくまで男子学徒であった。「重点主義」では、兵力動員の対象となるか否かによって、男子学徒の体育が女子学徒の体育よりも重視されたのである。とはいえ、女子学徒についても方針を示す必要があり、出産、男性の代替労働、銃後の生活遂行の 3 つを兼ね備えた「健母」の育成が求められた。文部省の「重点主義」政策は、総力戦体制下の国民動員に対応した「強兵」と「健母」というジェンダー別に編成された体育・スポーツ政策としての性格を強く有していたのである。

第 2 章

女性の体力の目標に関する議論を掘り下げたのが、第 2 章における女子体力章検定（以

下、女子検定)の制定過程の分析である。ここでは女性の体力向上の目的に関する関係者の論調の変化を、女子検定の構想段階、制定段階、実施段階の3期に分けて明らかにした。1938年後半の構想段階においては、女子検定は同時に構想された男子の体力章検定に類似したものとして、漠然とした形で女性には男性よりも低い体力の標準が想定されていた。1941年後半の制定段階になると、戦時人口政策を背景として、女子検定が男子検定とは異なる独自の意義と内容を持つことが強調された。ここでは第1に「人的資源」の源泉としての「健康な母体」の養成が、第2に防空活動などを含む戦時の日常生活に必要な体力の獲得が、女性の体力向上の目的として打ち出され、この方針に沿って検定種目も構想段階から多数入れ替えられた。男性労働力の枯渇を補う女性労働力の確保がさらに切迫した課題となった1943年の実施段階になると、「生産増強」という産業人としての体力向上が女子検定の目的として加えられ、上記2つの目的にも増して強調されるようになった。こうして、「健康な母体」の養成や戦時の日常生活遂行という課題を突き詰めて選定されたはずの検定種目は、「生産増強」という女子検定の新たな目的を旗印に掲げて実施された。また、その際に各種目の合格基準の記録が軒並み引き上げられたことで、「生産増強」のためには従来の「健康な母体」育成や家庭生活の遂行よりも高い体力が必要であることを示すことになった。男子検定とは異なる独自の基準を模索した女子検定では、男性の代替労働としての女性の労働力動員に呼応する形で女性の体力の標準が高められたことで、一方では男女の「体力」を序列化することになった。

第3章

第3章では、1939年の第10回大会から厚生省主催となった明治神宮国民体育大会の中央大会を分析した。神宮大会は厚生省の体育・スポーツ政策の中心的な事業であり、その政策方針を示す場でもあった。神宮大会における厚生省の基本方針の一つは参加者層の拡大であり、これは主に産業人と女性の参加者種別(参加枠)の増設という形で実行された。さらに、1941年には「臨戦態勢下」の実施方針として、「性、年齢、職業等ノ別ニ対シ国家ガ奨励スル体育ヲ範示スル」ことが掲げられ、対象者毎に適切な種目を示すという方針が明確にされた。こうした観点から実施種目を分析した結果、従来の実施種目の編成に大きな変化が加えられたのは、中等学校、青年学校、青年団等の青少年男性の部であり、女性や産業人にはこのような変化がほとんどみられず、寧ろ球技種目が拡充される傾向にあったことが明らかになった。ただし、ここでも最も重視されたのは青年男性に対する指導方針であった。そのことは、戦場との連続を謳った実施方針や、女性や産業人で奨励されていたものの青年男性には不相当とされた種目が除外されたことなどに明確に表れていた。

第4章

第4章では、従来ほとんど明らかにされてこなかった明治神宮地方大会の開催の経緯やその実態に迫ることで、町内会レベルの運動会について考察した。宮城県白石町の町民体

育大会がモデルとなったこの大会は、第 3 章で分析した中央大会とは異なり、町内の住民が一堂に会して団欒的に開催されることが求められていた。この方針は一貫しており、鍛錬的な種目よりも厚生的、慰安的な種目が重視された。一方で、青年層には別途方針が示されるようになり、戦技訓練や体力章検定を通じた鍛錬が求められた。

また、ここで実施された運動会種目には、前線と銃後における役割を反映した名称を冠して男女に振り分けられたものと、老若男女を問わず参加できるよう工夫されたものがあった。後者は一見するとジェンダーによる差異が目立たないが、家族制度や隣組制度におけるジェンダーと世代を含む諸関係が、チーム構成に持ち込まれていた。これらの種目を通じて、地域の運動会における女性や壮老年者の参加が促進されたと考えられる。

第 5 章

第 5 章では、日常生活に最も近い、町内会や職場を単位とする恒常的な体育運動に関する厚生省の政策を分析した。厚生省はその設立当初より全国民を「人的資源」として把握し、全ての国民を対象とした国民体育政策を掲げた。ここでは日常生活に根ざした平易で継続性の高い運動として、歩行や体操等が奨励された。次いで 1941 年から 42 年にかけては、人口政策確立要綱の策定、厚生省人口局の設置、健民運動の提唱等を通じて、体育政策は人口政策の一環として明確に位置づけられるようになった。そこでは、兵力、労働力、母性という「人的資源」の 3 要素に沿った形で対象者の区分が提示されるようになった。この区分は漸次明確にされ、1943 年の厚生省方針を画期として、青年男性、青年女性、産業人、一般国民という 4 つ区分が確立された。ここでは、青年男性には戦技訓練等の鍛錬的な種目、青年女性には「健康な母体」の要請とともに戦時家庭生活の遂行に必要な防空活動等の要素を盛り込んだ運動種目、産業人には増産のための活力の培養と疲労回復の観点から球技を中心とした厚生的種目、一般国民には訓練とともに慰安を重視したスポーツや遊戯がそれぞれ奨励された。戦時人口政策を背景として、それぞれに要求する体力の標準と体育の目標、実施すべき運動種目等が明確化され、それが町内および職場の実践体組織の整備等を通じて一層徹底されたのである。このように戦時動員の直接の対象となる人々に対しては、国家の要求する役割に資する体力の要請を基準とした種目を割り当て、その他の一般国民に対しては諸条件に応じて選択した運動種目を通じてそれぞれの持ち場で戦争遂行に貢献できる体力を獲得させるというのが、厚生省の国民体育政策の基本的性格であったといえる。

終章

終章では、前章までの内容を総括した上で、体育・スポーツのジェンダー編成という本論文の主題に引き付けて、以下のように結論づけた。

まず、奨励された運動種目と実施方法は、全体的には戦争の終盤に向かって次第に鍛錬的な傾向を強めながらも対象によってかなり異なっていたが、これらはジェンダーによる

差異が明確にされた人口政策による「人的資源」の動員の論理を背景としていた。そこでは、「人的資源」の 3 要素である兵力、労働力、「母性」に即して対象者が区分され、それぞれの区分に対して異なった運動種目が奨励／抑制された。大まかにいえば、青年男性及び青年女性ではもっぱら心身の鍛錬、産業人と一般国民に対しては鍛錬と慰安・厚生的一面が奨励されたのである。

このうち、ジェンダー差が明確に表れたのは鍛錬的な部面であった。そうした鍛錬が「人的資源」の 3 要素に即した身体と運動能力の獲得を要請し、運動種目の形態をも規定したからである。青年男性の戦技及び国防競技、青年女性的女子体力章検定や防空競技、産業人向けの各種体操等がそれである。これらは、戦時化によって奨励種目の形態におけるジェンダー差が顕著になったものとして位置づけられる。なかでも、最も重点が置かれた対象は常に青年男性であり、政策対象としての男女間の優先度の差は明確であった。兵力動員が切迫した戦時期においてこの差が拡大したといえよう。

他方、慰安・厚生部面においても性別や年齢に応じた内容を選択すべきとされたが、これらは「人的資源」としての上からの区分というよりは、個人の資質の多様性として位置づけられていた。その結果、基本的には戦時期以前からの種目のジェンダー編成が温存されたと考えられる。

また、男女の体力の関係については、女子体力章検定の制定過程では女性の体力を男性とは別の基準で評価することが試みられた。その後、戦争末期になると女性に対しても産業人としての体力が強く要請されるようになったが、このことは女性の体力の標準を引き上げる一方で、男女の体力を序列化して位置づけることになったともいえる。

最後に、スポーツの奨励、利用、弾圧の諸相は、全体として以下のように整理することができる。第 1 に、生活に根ざした恒常的で平易な運動種目という基準からはスポーツは奨励されなかった。第 2 に、「人的資源」の動員目的に規定された実用的な種目としてスポーツは奨励されなかった。第 3 に、資材や場所の有効活用という点でスポーツは部分的に奨励された。第 4 に、慰安・健全娯楽の手段としてスポーツは奨励された。第 5 に、競技大会では、スポーツはある程度継続された。スポーツの有効性は、直接的な戦時貢献の手段としては承認されなかったが、間接的な戦時貢献を果たすという大前提の範囲内ではあれ、まさに自己目的的に楽しむことができるという点で承認されたといえよう。

青年男性に対してスポーツが抑制されたことのインパクトは非常に大きかったが、青年男性以外に対する非鍛錬的な場面では奨励種目として生き残った。その結果、大まかに言えば、青年男性よりも産業人や一般国民に、また学生では男性よりも女性に、産業人では青少年よりも女性や壮老年において、スポーツの奨励の度合いは高くなった。それまで、スポーツとジェンダーとの関係が問題にされたのは基本的に常に女性であったが、近代国家が男性国民に対して求める兵士としての貢献は、その要請が極限まで肥大した戦時期において、初めて男性ジェンダー故にスポーツとの関係が問題となるという状況を生んだのである。